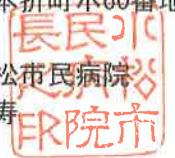


(様式例第11)

小病発第 525 号
令和3年10月1日

都道府県知事 殿

申請者 住 所 石川県小松市向本折町木60番地
氏 名 国民健康保険小松市民病院
病院長 新多 寿



国民健康保険小松市民病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和2年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒923-0904 石川県小松市小馬出町91番地
氏名	石川県小松市

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

国民健康保険小松市民病院

3 所在の場所

〒923-8560
石川県小松市向本折町木60番地 電話 (0761) 22 - 7111

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
26床	4床	10床	床	300床	340床



5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	病床数 12床 救急蘇生装置、携帯用蘇生器、超音波診断装置、心電計、除細動器、呼吸循環監視装置、自動心臓マッサージシステム、気管支ファイバー、携帯用モニター、血液浄化装置、レスピレーター、ポータブルX線撮影装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、血液凝固測定装置、輸液ポンプ、シリンジポンプ、人工呼吸装置
化学検査室	全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動血球分析装置、自動凝固検査機器、自動グルコース測定機器、自動グリコヘモグロビン測定機器、全自动輸血検査装置、遺伝子検査装置、安全キャビネット
細菌検査室	全自動細菌検査システム、安全キャビネット、全自動血液培養システム
病理検査室	医用写真撮影装置、測定式ミクロトーム、自動染色装置、密閉式自動固定包埋装置、高連切片クリオスタット、安全キャビネット
病理解剖室	解剖実験台
研究室	PC、プロジェクター
講義室	室数 4室 収容定員 120人
図書室	室数 1室 蔵所数 24,000冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) ストレッチャー 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 23.43m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	71.1%	算定期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
地域医療支援病院逆紹介率	96.2%		
算出根拠	A：紹介患者の数		5,936人
	B：初診患者の数		8,338人
	C：逆紹介患者の数		8,023人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者の確保状況

夜間・休日に宿直・日直業務に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師全職員。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	一 床
専用病床	13 床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要	24時間使用の可否
救急医療センター 診察室 3室 処置室 2室	827.81 m ²	救急蘇生装置、超音波診断装置、心電計、除細動器、呼吸循環監視装置、自動心臓マッサージシステム、血液ガス分析装置	可
HCU 12床	431.78 m ²	救急蘇生装置、携帯用蘇生器、超音波診断装置、心電計、除細動器、呼吸循環監視装置、自動心臓マッサージシステム、気管支ファイバー、携帯用モニター、血液浄化装置、レスピレーター、ポータブルX線撮影装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、血液凝固測定装置、輸液ポンプ、シリンジポンプ、人工呼吸装置	可
放射線部門	1596.15 m ²	一般撮影装置（PRシステム等）、放射線治療装置（リニアック）、放射線治療計画装置、放射線治療シミュレーター、CT（64列・320列）、MRI（1.5T）、血管撮影装置、乳房断層撮影装置、画像動画装置、ファイリングシステム、X線テレビ装置、骨密度測定（DEXA）、体外結石破碎装置、ガンマカメラ（SPECT-CT）、ポータブルX線撮影装置（コードレス）	可
臨床検査部門	614.64 m ²	血液ガス分析装置、トレッドミル、解剖実験台、血圧脈波検査装置 血液培養装置、自動グリコヘモグロビン測定装置、自動グルコース測定装置、自動尿分析システム、自動封入機、自動密閉式固定包埋装置、生化学・免疫測定装置、全自动血液凝固測定装置、全自动細菌検査システム、組織標本自動染色装置、多項目自動血球分析装置、超音波診断装置、長時間心電図記録解析装置、凍結組織薄切装置、脈波計、肺機能測定システム、誘発電位検査装置	可

4 備考

救急告示病院 令和元年7月25日（石川県告示第104号）

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	2, 247人 (2, 753人)
上記以外の救急患者の数	4, 778人 (7, 372人)
合計	7, 025人 (10, 125人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1 台
---------------	-----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

- ・共同利用を行った医療機関の延べ数：6, 803件
- ・上記のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数：6, 794件
- ・共同利用に係る病床の病床利用率：99.8%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

病床数	30床
建物	会議室、研修室、カンファレンス室、面談室、診療情報センター、検査室、放射線室、研修などの目的で利用される施設
医療機器	内視鏡（食道・胃・十二指腸・大腸・S状結腸） レントゲン（CT・MRI・冠動脈CT） ラジオアイソotope（脳血流・甲状腺・骨・肺血流・ベノグラフィ・循環器系・副腎・炎症系） 生理機能（EEG・心エコー・心電図・負荷心電図・トレッドミル・肺機能）

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有 無
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：新多 寿
職種：医師

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
	別紙2のとおり			

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

- ・がん薬物療法研修会（1回）
- ・地域医療連携研修会（1回）
- ・院外研修会 感染対策（3回）
- ・ACS勉強会（1回）
- ・緩和ケア研修会（1回）
- ・コンチネンスパートナー養成講座（2回）
- ・認定看護師活動報告会（1回）
- ・排便ケア研修（1回）
- ・新人1年目研修（1回）
- ・定期研修会（1回）

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	13回
(2) (1) の合計研修者数	367人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものと記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ・無
イ 研修委員会設置の有無 ・無
ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
東方 利徳	医師	内科	診療部長	29年	教育責任者
加藤 浩章	医師	泌尿器科	担当部長	26年	
望月 慶子	医師	外科	医長	19年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
本館 2階会議室	69. 60 m ²	机、椅子
南館 4階第 1研修室	51. 75 m ²	放送設備、机、椅子
南館 4階第 2研修室	55. 08 m ²	放送設備、机、椅子
南館 4階第 3研修室	34. 76 m ²	放送設備、机、椅子
南館 4階第 4研修室	78. 80 m ²	放送設備、机、椅子、スクリーン、プロジェクター
南館 4階カンファレンス室 1	29. 46 m ²	机、椅子、スクリーン、P C
南館 4階カンファレンス室 2	27. 45 m ²	机、椅子、スクリーン、P C、プロジェクター

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 新多 寿
管理担当者氏名	診療情報センター 木下 千亜紀 管理局総務課 中森 裕美子

	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録		
・病院日誌、各科診療日誌 ・処方せん、 ・手術記録、 ・看護記録、 ・検査所見記録、 ・エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	総務課 薬剤科 中央手術室 看護事務室 中央検査科 診療情報センター	年度別 年度別・処方日順 手術日順 患者ID順 患者ID順
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	つながるサポートセンター
	救急医療の提供の実績	救急医療センター
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	管理局総務課
	閲覧実績	管理局総務課
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	つながるサポートセンター

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 新多 寿
閲覧担当者氏名	診療 : 診療情報センター 木下 千亜紀 病院の管理及び運営 : 管理局総務課 中森 裕美子
閲覧の求めに応じる場所	診療 : 診療情報センター内 病院の管理及び運営 : 管理局総務課
閲覧の手続の概要	
<p>◎診療 ※小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく小松市民病院の診療情報の公開等に 係る取扱い要領に基づく</p> <p>◎病院の管理及び運営に関する諸記録 ※小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく</p>	

前年度の総閲覧件数	119件
閲覧者別	医師 0件
	歯科医師 0件
	地方公共団体 0件
	その他 119件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	0 回	
委員会における議論の概要		
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は未開催。		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	医療福祉相談窓口・相談室・病棟・病室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士、精神保健福祉士、看護師
患者相談件数	9,400件
患者相談の概要	
<ul style="list-style-type: none">・外来、入院患者の相談業務（医療費・生活費・介護等）・がん支援相談（就労相談・セカンドオピニオン等）・医療相談（本人・家族への治療内容、検査、病状説明等）・苦情相談（医療者への不満、行政への不満、接遇・対応への不満等）・退院支援（他院後の療養先、在宅ケア、施設入居等）・看護サマリー受付、介護保険主治医意見書受付・訪問看護指示書、訪問薬剤指導指示書の受付	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 公益財団法人 日本医療機能評価機構、2020年8月21日～2025年8月20日	

(注)医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 当院ホームページ。ブログ「かたろーさ」は、毎日更新。 地域向け広報誌「エーダ」を年4回発行し、南加賀地区の医療機関等に配布。当院の診療に関する情報を発信している。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 退院支援・調整支援部門に看護師4名を配置し、医療福祉相談部門のソーシャルワーカーや病棟と連携して退院調整を行い、退院後の療養の相談（転院・在宅療法・施設入居等）に対応している。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 加賀脳卒中地域連携パス：加賀地区において脳卒中患者さんの急性期・回復期・維持期における治療・リハビリテーションが切れ目なく進んでいくためのツールとして活用 ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み いしかわ診療情報共有ネットワーク：病院や診療所等で患者さんの診療情報を共有し、切れ目のない質の高い医療を提供。	

小松市民病院共同利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松市民病院(以下「病院」という。)と南加賀2次医療圏に住所を有する医療機関が、病院の機能の一部を共同利用することにより、それぞれの機能を補完し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

(共同利用の対象)

第2条 共同利用の対象となる病院の施設、設備等(以下「共同利用施設」という。)は次のとおりとする。(1)共同利用のための専用病床(以下「開放病床」という。)(2)医療機器等(3)研究施設(4)その他、院長が必要等認める施設、設備等

(利用者)

第3条 共同利用施設を利用する医師(以下「利用者」という。)は、病院に対して事前に登録医申請をしなければならない。2 登録医申請および登録医制度に関する規定は別に定める。

(利用者の義務)

第4条 利用者は、病院の諸規程を遵守しなければならない。2 共同利用時に知り得た個人情報を、正当な理由なく、第三者に開示、漏洩してはならない。

(開放病床の利用)

第5条 第2条第1号に定める開放病床は、別表のとおりとする。ただし、開放病床が満床の場合は、適宜、他の病床を利用する。2 利用者は、開放病床の入院患者の診療及び指導について、病院の主治医と共同して行うものとする。主治医が不在の場合は、当該診療科の医師が代行する。

(医療事故等)

第6条 共同利用時に生じた医療事故等については、病院の諸規程に基づき、双方協議のうえ対応する。

(診療報酬の請求)

第7条 共同利用に伴う診療報酬の請求は、利用者の属する医療機関と病院双方が独自に行う。

附 則